

平成二十五年原子力規制委員会規則第十号

研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)第四十三条の三の十四第一項の規定に基づき、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則を次のように定める。

目次
第一章 総則(第一条―第三条の二)
第二章 設計基準対象施設(第四条―第五十条)
第三章 重大事故等対処施設(第五十一条―第七十八条)
第四章 雑則(第七十九条―第八十二条)
附則
第一章 総則(適用範囲)

第一条 この規則は、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設について適用する。(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。

2 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 「放射線」とは、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(平成十二年総理府令第二百二十二号。以下「研開炉規則」という。)第二条第二項第一号に規定する放射線をいう。

二 「通常運転」とは、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設(位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第九号。以下「研開炉設置許可基準規則」という。)第二条第二項第二号に規定する通常運転をいう。

三 「運転時の異常な過渡変化」とは、研開炉設置許可基準規則第二条第二項第三号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。

四 「設計基準事故」とは、研開炉設置許可基準規則第二条第二項第四号に規定する設計基準事故をいう。

五 「設計基準対象施設」とは、研開炉設置許可基準規則第二条第二項第七号に規定する設計基準対象施設をいう。

六 「工学的安全施設」とは、研開炉設置許可基準規則第二条第二項第十号に規定する工学的安全施設をいう。

七 「重大事故等対処施設」とは、研開炉設置許可基準規則第二条第二項第十一号に規定する重大事故等対処施設をいう。

八 「特定重大事故等対処施設」とは、研開炉設置許可基準規則第二条第二項第十二号に規定する特定重大事故等対処施設をいう。

九 「安全設備」とは、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される環境条件において、その損壊又は故障その他の異常により公衆に放射線障害を及ぼすおそれを直接又は間接に生じさせる設備であつて次に掲げるものをいう。

イ 一次冷却系統に係る設備、制御設備その他の運転時において発電用原子炉の安全を確保する上で必要な設備及びこれらの附属設備
ロ 非常用冷却設備(非常用炉心冷却設備を含む。以下同じ。)、安全保護回路、非常用制御設備、非常用電源設備その他の原子炉の安全を確保する上で必要な設備及びこれらの附属設備

ハ 原子炉格納容器及びその附属設備
ニ 「設計基準事故対処設備」とは、研開炉設置許可基準規則第二条第二項第十三号に規定する設計基準事故対処設備をいう。

ホ 「重大事故等対処設備」とは、研開炉設置許可基準規則第二条第二項第十四号に規定する重大事故等対処設備をいう。

ヘ 「重大事故防止設備」とは、研開炉設置許可基準規則第二条第二項第十五号に規定する重大事故防止設備をいう。

ト 「重大事故緩和設備」とは、研開炉設置許可基準規則第二条第二項第十六号に規定する重大事故緩和設備をいう。

チ 「管理区域」とは、研開炉規則第二条第二項第四号に規定する管理区域をいう。

十四 「周辺監視区域」とは、研開炉規則第二条第二項第六号に規定する周辺監視区域をいう。

十六 「燃料材」とは、研開炉設置許可基準規則第二条第二項第二十二号に規定する燃料材をいう。

十七 「燃料被覆材」とは、研開炉設置許可基準規則第二条第二項第二十三号に規定する燃料被覆材をいう。

十八 「燃料要素」とは、研開炉設置許可基準規則第二条第二項第二十四号に規定する燃料要素をいう。

十九 「燃料要素の許容損傷限界」とは、研開炉設置許可基準規則第二条第二項第二十五号に規定する燃料要素の許容損傷限界をいう。

二十 「反応度価値」とは、研開炉設置許可基準規則第二条第二項第二十八号に規定する反応度価値をいう。

二十一 「制御棒の最大反応度価値」とは、研開炉設置許可基準規則第二条第二項第二十九号に規定する制御棒の最大反応度価値をいう。

二十二 「反応度添加率」とは、研開炉設置許可基準規則第二条第三十号に規定する反応度添加率をいう。

二十三 「二次冷却材」とは、研開炉設置許可基準規則第二条第三十一号に規定する二次冷却材をいう。

二十四 「二次冷却材」とは、研開炉設置許可基準規則第二条第三十二号に規定する二次冷却材をいう。

二十五 「二次冷却系統」とは、研開炉設置許可基準規則第二条第三十三号に規定する二次冷却系統をいう。

二十六 「最終ヒートシンク」とは、研開炉設置許可基準規則第二条第三十四号に規定する最終ヒートシンクをいう。

二十七 「原子炉冷却材圧力バウンダリ」とは、研開炉設置許可基準規則第二条第三十五号に規定する原子炉冷却材圧力バウンダリをいう。

二十八 「原子炉格納容器」とは、研開炉設置許可基準規則第二条第三十六号に規定する原子炉格納容器をいう。

二十九 「最高使用圧力」とは、研開炉設置許可基準規則第二条第三十八号に規定する最高使用圧力をいう。

三十 「二次冷却材」とは、研開炉設置許可基準規則第二条第四十一号に規定する二次冷却材をいう。

三十一 「ナトリウム冷却型高速炉」とは、研開炉設置許可基準規則第二条第四十二号に規定するナトリウム冷却型高速炉をいう。

三十二 「カバークラス」とは、研開炉設置許可基準規則第二条第四十三号に規定するカバークラスをいう。

三十三 「原子炉カバークラス」とは、研開炉設置許可基準規則第二条第四十四号に規定する原子炉カバークラスをいう。

三十四 「原子炉冷却材バウンダリ」とは、研開炉設置許可基準規則第二条第四十五号に規定する原子炉冷却材バウンダリをいう。

三十五 「原子炉カバークラス等のバウンダリ」とは、研開炉設置許可基準規則第二条第四十六号に規定する原子炉カバークラス等のバウンダリをいう。

(特殊な設計による発電用原子炉施設)
第三条 特別の理由により原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定によらないで発電用原子炉施設を施設することができる。

2 前項の認可を受けようとする者は、その理由及び施設方法を記載した申請書に関係図面を添付して申請しなければならない。

(廃止措置中の発電用原子炉施設)
第三条の二 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画(同条第三項において準用する法第十二條の六第三項又は同条第五項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。)で定める性能維持施設(研開炉規則第一百十條の第二十一号の性能維持施設をいう。)については、第二章及び第三章の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところにより、当該施設を維持しなければならない。

第二章 設計基準対象施設(設計基準対象施設の地盤)
第四条 設計基準対象施設は、研開炉設置許可基準規則第三条第一項の地震力が作用した場合においても当該設計基準対象施設を十分に支持することができる地盤に施設しなければならない。

(地震による損傷の防止)
第五条 設計基準対象施設は、これに作用する地震力(研開炉設置許可基準規則第四条第二項の規定により算定する地震力をいう。)による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。

2 耐震重要施設(研開炉設置許可基準規則第三条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。)は、基準地震動による地震力(研開炉設置許可基準規則第四条第三項に規定する基準

地震動による地震力をいう。以下同じ。) に対してその安全性が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。

3 耐震重要施設が研開炉設置許可基準規則第四条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならぬ。

第六條 設計基準対象施設が津波(研開炉設置許可基準規則第五条に規定する基準津波をいう。以下同じ。)によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(津波による損傷の防止)

第六條 設計基準対象施設が津波(研開炉設置許可基準規則第五条に規定する基準津波をいう。以下同じ。)によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

第七條 設計基準対象施設が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。

2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

3 航空機の墜落により発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(立入りの防止)

第八條 工場等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵、塀その他の人の侵入を防止するための設備を設け、かつ、管理区域である旨を表示しなければならない。

2 保全区域(研開炉規則第二条第二項第五号に規定する保全区域をいう。以下この項において同じ。)と管理区域以外の場所との境界には、他の場所と区別するため、柵、塀その他の保全区域を明らかにするための設備を設けるか、又は保全区域である旨を表示しなければならない。

3 工場等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限する。

ため、柵、塀その他の人の侵入を防止するための設備を設けるか、又は周辺監視区域である旨を表示しなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らか場合は、この限りでない。

(発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)

第九條 工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第三十四条第五号において同じ。)を防止するため、適切な措置を講じなければならない。

(急傾斜地の崩壊の防止)

第十條 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域内に施設する設備は、当該区域内の急傾斜地(同法第二条第一項に規定するものをいう。)の崩壊を助長し、又は誘発することがないように施設しなければならない。

第十一條 設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれないう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 火災の発生を防止するため、次の措置を講ずること。

イ 発火性又は引火性の物質を内包する系統の漏えい防止その他の措置を講ずること。

ロ 安全施設(研開炉設置許可基準規則第二条第二項第八号に規定する安全施設をいう。以下同じ。)には、不燃性材料又は難燃性材料を使用すること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 安全施設に使用する材料が、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)である場合
- (2) 安全施設の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であつて、安全施設における火災に起因して他の安全施設において火災が発生する

ことを防止するための措置が講じられていない場合

ハ 避雷設備その他の自然現象による火災発生を防止するための設備を施設すること。

ニ 水素の供給設備その他の水素が内部に存在する可能性がある設備にあつては、水素の燃焼が起きた場合においても発電用原子炉施設の安全性を損なわないう施設すること。

放射線分解により発生し、蓄積した水素の急速な燃焼によつて、発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合には、水素の蓄積を防止する措置を講ずること。

二 火災の感知及び消火のため、次に掲げるところにより、早期に火災発生を感知する設備(以下「火災感知設備」という。)及び早期に消火を行う設備(以下「消火設備」という。)を施設すること。

イ 火災と同時に発生すると想定される自然現象により、その機能が損なわれることがないこと。

ロ 消火設備にあつては、その損壊、誤作動又は誤操作が起きた場合においても発電用原子炉施設の安全性が損なわれることがないこと。

三 火災の影響を軽減するため、耐火性能を有する壁の設置その他の延焼を防止するための措置その他の発電用原子炉施設のための発電用原子炉を停止する機能が損なわれることがないようにするための措置を講ずること。

(発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止)

第十二條 設計基準対象施設が発電用原子炉施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

2 設計基準対象施設が発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

(安全避難通路等)

第十三條 発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を施設しなければならない。

一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路

二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわないう避難用の照明

三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源

(安全設備)

第十四條 第二条第二項第九号に掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械又は器具の単一故障(研開炉設置許可基準規則第十二条第二項に規定する単一故障をいう。以下同じ。)が発生した場合であっても機能できないよう、構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するよう、施設しなければならない。

2 安全設備は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができるよう、施設しなければならない。

(設計基準対象施設の機能等)

第十五條 設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても発電用原子炉固有の出力抑制特性を有することにより核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならない。

2 設計基準対象施設は、その健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検(試験及び検査を含む。)ができるよう、施設しなければならない。

3 設計基準対象施設は、通常運転時において容器、配管、ポンプ、弁その他の機械又は器具から放射性物質を含む流体が著しく漏えいする場合は、流体状の放射性廃棄物を処理する設備によりこれを安全に処理するよう施設しなければならない。

4 設計基準対象施設に属する設備であつて、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、発電用原子炉施設の安全性を損なうことが想定されるものには、防護施設の設置その他の損傷防止措置を講じなければならない。

5 設計基準対象施設に属する安全設備であつて、第二条第二項第九号に掲げるものは、二以上の発電用原子炉施設において共用し、又は相互に接続するものであつてはならない。ただ

し、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合は、この限りでない。

6 前項の安全設備以外の安全設備を二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、施設しなければならない。

(全交流動力電源喪失対策設備)

第十六条 発電用原子炉施設には、全交流動力電源喪失時から重大事故等（重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。以下同じ。）又は重大事故をいう。以下同じ。）に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源設備から開始されるまでの間、発電用原子炉を安全に停止し、かつ、発電用原子炉の停止後に炉心を冷却するための設備が動作するとともに、原子炉格納容器の健全性を確保するための設備が動作することができるよう、これらの設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の設計基準事故に対処するための電源設備を施設しなければならない。

(材料及び構造)

第十七条 設計基準対象施設（圧縮機、補助ボイラー、蒸気タービン（発電用のものに限る。）、発電機、変圧器及び遮断器を除く。）に属する容器、管、弁及びポンプ（以下「機器」という。）並びにこれらを支持する構造物並びに燃料体、減速材（ナトリウム冷却型高速炉に係るものにあつては、減速材を除く。）及び反射材（ナトリウム冷却型高速炉に係るものに限る。）を支持する構造物のうち、発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要なもの（以下この条において「機器等」という。）の材料及び構造は、当該機器等がその設計上要求される強度を有するものでなければならない。

2 機器等のうち主要な耐圧部の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次に定めるところによること。

- 一 不連続で特異な形状でないものであること。
二 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。
三 適切な強度を有するものであること。

四 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する溶接士であることあらかじめ確認したもにより溶接したものであること。

(流体振動等による損傷の防止)

第十八条 燃料体及び反射材（ナトリウム冷却型高速炉に係るものに限る。）並びに炉心支持構造物、熱遮蔽材並びに一次冷却系統に係る容器、管、ポンプ及び弁は、一次冷却材又は二次冷却材の循環、沸騰その他の一次冷却材又は二次冷却材の挙動により生ずる流体振動又は温度差のある流体の混合その他の一次冷却材又は二次冷却材の挙動により生ずる温度変動により損傷を受けないように施設しなければならない。

(安全弁等)

第十九条 設計基準対象施設（蒸気タービン（発電用のものに限る。）、発電機、変圧器及び遮断器を除く。以下この条において同じ。）には、発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器に作用する圧力の過度の上昇を適切に防止する性能を有する逃がし弁、安全弁、破壊板又は真空破壊弁を必要箇所に設けなければならない。

(耐圧試験等)

第二十条 発電用原子炉施設に属する機器のうち、発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、著しい漏えいがないものでなければならない。

(監視試験片)

第二十一条 設計基準対象施設に属する容器であつて、その材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがあるものの内部には、監視試験片を備えなければならない。

(炉心等)

第二十二条 燃料体、減速材（ナトリウム冷却型高速炉に係るものにあつては、減速材を除く。）及び反射材（ナトリウム冷却型高速炉に係るものに限る。）並びに炉心支持構造物の材料は、通常運転時における圧力、温度及び放射線に起因する最も厳しい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。

2 ナトリウム冷却型高速炉を除く発電用原子炉施設は、最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体及び減速材並びに炉心支持構造物に加わる負荷に耐えるものでなければならない。

3 ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設の燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重、燃料被覆管の内圧によるクリープひずみ及び中性子照射による膨張により生ずる変形その他の燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物に加わる負荷に耐えるものでなければならない。

4 ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設には、原子炉冷却材バウンダリからの原子炉冷却材の漏えい及び原子炉カバークラス等のバウンダリからの原子炉カバークラスの漏えいを検出する装置を施設しなければならない。

(熱遮蔽材)

第二十三条 放射線により材料が著しく劣化するおそれがある原子炉容器には、これを防止するため熱遮蔽材を施設しなければならない。

2 前項の熱遮蔽材は、熱応力による変形により発電用原子炉の運転に支障を及ぼすことがないように施設しなければならない。

(一次冷却材等)

第二十四条 一次冷却材及びナトリウム冷却型高速炉の二次冷却材は、通常運転時における圧力、温度及び放射線によつて起る最も厳しい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。

(燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備)

第二十五条 通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）を取り扱う設備は、次に定めるところによること。

- 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものであること。
二 燃料体等が臨界に達するおそれがない構造であること。
三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものであること。
四 取扱中に燃料体等が破損しないこと。

五 燃料体等を封入する容器は、取扱中における衝撃、熱その他の容器に加わる負荷に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。

六 前号の容器は、内部に燃料体等を入れた場合に、放射線障害を防止するため、その表面の線量当量率及びその表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないように遮蔽できるものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。

七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力源がなくなった場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器を設けることにより燃料体等の落下を防止できること。

2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。

- 一 燃料体等が臨界に達するおそれがない構造であること。
二 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものであること。
三 燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものであること。
四 使用済燃料その他高放射線の燃料体を貯蔵する水槽（ナトリウム冷却型高速炉に係るものにあつては、貯蔵槽とする。以下「使用済燃料貯蔵槽」という。）は、次に定めるところによること。

イ 放射性物質を含む水（ナトリウム冷却型高速炉に係るものにあつては、液体とする。）があふれ、又は漏れない構造であること。

ロ 使用済燃料その他高放射線の燃料体の放射線を遮蔽するために必要な量の水（ナトリウム冷却型高速炉に係るものにあつては、遮蔽するために必要な水及び遮蔽とする。）があること。

ハ 使用済燃料その他高放射線の燃料体の被覆が著しく腐食するおそれがある場合は、これを防止すること。

ニ 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないこと。

五 燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質が放出されることに伴い公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合、放射性

物質による敷地外への影響を低減するため、燃料貯蔵設備の格納施設及び放射性物質の放出を低減する発電用原子炉施設を施設すること。

六 使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスク（以下「キャスク」という。）は、次に定めるところによること。

イ 使用済燃料が内包する放射性物質を閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視できること。

ロ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有すること。

ハ 使用済燃料の被覆材の著しい腐食又は変形を防止できること。

ニ キャスク本体その他のキャスクを構成する部材は、使用される温度、放射線、荷重その他の条件に対し、適切な材料及び構造であること。

七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにすること。

第二十六条 原子炉冷却材圧力バウンダリ等

（原子炉冷却材圧力バウンダリ等）
第二十六条 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に伴う衝撃、炉心の反応度の変化による荷重の増加その他の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるように施設しなければならない。

二 原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバークラス等のバウンダリを構成する機器は、次の各号により施設しなければならない。

一 一次冷却系統に係る施設の損壊その他の異常に伴う衝撃、炉心の反応度の変化による荷重の増加その他の原子炉冷却材バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるものであること。

二 原子炉冷却材バウンダリの破損が生じた場合においても冷却材の液位を必要の高さに保持するものであること。

三 原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバークラス等のバウンダリの必要な部位には、ナトリウムを液体の状態に保つことができる設備を設けなければならない。

四 ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設には、原子炉カバークラスが発電用原子炉の炉心内に流入するおそれがないものとすること。

五 ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設には、原子炉冷却材バウンダリからの原子

炉冷却材の漏えい及び原子炉カバークラス等のバウンダリからの原子炉カバークラスの漏えいを検出する装置を施設しなければならない。

（原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等）
第二十七条 原子炉冷却材圧力バウンダリには、原子炉冷却材の流出を制限するよう、隔離装置を施設しなければならない。

二 発電用原子炉施設（ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設を除く。）には、原子炉冷却材圧力バウンダリからの原子炉冷却材の漏えいを検出する装置を施設しなければならない。

（二次冷却材処理装置）
第二十八条 放射性物質を含む一次冷却材（第三十二条第一項第三号及び第二項第四号の装置から排出される放射性物質を含む流体を含む。）を通常運転時において一次冷却系統外に排出する場合は、これを安全に処理する装置を施設しなければならない。

（逆止め弁）
第二十九条 放射性物質を含む一次冷却材を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物を処理する設備（排気筒並びに第三十九条及び第四十二条に規定するものを除く。第三十九条及び第四十二条）へ放射性物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁を設けなければならない。ただし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。

（蒸気タービン）
第三十条 第十七条第二項の規定及び発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号）第三章の規定は、設計基準対象施設に施設する蒸気タービンについて準用する。

（非常用炉心冷却設備）
第三十一条 発電用原子炉施設（ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設を除く。）には、非常用炉心冷却設備を施設しなければならない。

二 非常用炉心冷却設備は、次の機能を有するものでなければならない。

一 燃料被覆材の温度が燃料材の溶融又は燃料体の著しい破損を生ずる温度を超えて上昇することを防止できるものであること。

二 燃料被覆材と冷却材との反応により著しく多量の水素を生ずるものでないこと。

三 非常用炉心冷却設備は、原子炉圧力容器内又は原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに冷却材中の異物の影響につき想定される最も厳しい条件下においても、正常に機能する能力を有するものでなければならない。

四 非常用炉心冷却設備は、その能力の維持状況を確認するため、発電用原子炉の運転中に試験ができるように施設しなければならない。

（循環設備等）
第三十二条 発電用原子炉施設（ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設を除く。）には、次に掲げる設備を施設しなければならない。

一 原子炉圧力容器内において発生した熱を除去するために、熱を輸送することができる容量の一次冷却材を循環させる設備

二 負荷の変動その他の発電用原子炉の運転に伴う原子炉圧力容器内の圧力の変動を自動的に調整する設備

三 通常運転時又は一次冷却材の小規模漏えい時に発生した一次冷却材の減少分を自動的に補給する設備

四 一次冷却材中の不純物及び放射性物質の濃度を発電用原子炉施設の運転に支障を及ぼさない値以下に保つ設備

五 発電用原子炉停止時（全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源設備から開始されるまでの間を含む。）に原子炉圧力容器内において発生した残留熱を除去することができる設備

六 前号の設備により除去された熱を最終ヒートシンクへ輸送することができる設備

ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を施設しなければならない。

一 原子炉容器内において発生した熱を除去するために、熱を輸送することができる容量の一次冷却材を循環させる設備

二 通常運転時に原子炉容器内の液位を調整する設備

三 一次冷却材中及び原子炉カバークラス中の不純物及び放射性物質の濃度並びに二次冷却材中の不純物及び放射性物質の濃度を発電用原子炉の安全に支障を及ぼさない値以下に保つ設備

四 一次冷却材及び二次冷却材の温度を発電用原子炉の運転に支障を及ぼさない値以上に保つ設備

五 発電用原子炉停止時（全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が電源設備から開始されるまでの間を含む。）に原子炉容器内において発生した残留熱を除去することができる設備

六 前号の設備により除去された熱を最終ヒートシンクへ輸送することができる設備

七 発電用原子炉施設の故障、損壊その他の異常が生じたときに想定される最も厳しい条件下において原子炉容器内において発生した熱を除去できる非常用冷却設備。ただし、第一号又は第五号に掲げる設備がこれと同等以上の機能を有する場合にあつては、この限りでない。

八 二次冷却材と三次冷却材との化学反応が生じた場合に、その影響を緩和する設備（計測装置）
第三十三条 発電用原子炉施設（ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設を除く。）には、次に掲げる事項を計測する装置を施設しなければならない。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を施設することをもって、これに代えることができる。

一 熱出力及び炉心における中性子束密度

二 炉周期

三 制御棒の位置及び液体制御材を使用する場合にあつては、その濃度

四 一次冷却材に関する次の事項
イ 放射性物質及び不純物の濃度
ロ 原子炉圧力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量

五 原子炉圧力容器内の液位

六 原子炉格納容器内の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質の濃度及び線量当量率

七 主蒸気管中及び空気抽出器その他の蒸気タービン又は復水器に接続する設備であつて放射性物質を内包する設備の排ガス中の放射性物質の濃度

八 排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度

九 排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度

十 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域（管理区域のうち、その場所における外部放射線に係る線量のみが研開炉規則第二条第二項第四号に規定する線量を超えるおそ

れがある場所を除いた場所をいう。以下同じ。内に開口部がある排水路の出口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度

十一 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率

十二 周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率及び放射性物質濃度
十三 使用済燃料その他高放射線の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位
十四 敷地内における風向及び風速

ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する装置を施設しなければならない。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を施設することをもって代えることができる。

一 熱出力及び炉心における中性子束密度
二 炉周期
三 制御棒の位置
四 一次冷却材に関する次の事項
イ 放射性物質及び不純物の濃度
ロ 原子炉容器の入口及び出口における温度及び流量

ハ 原子炉容器内及び主要な機器内における液位
五 二次冷却材に関する次の事項
イ 放射性物質及び不純物の濃度
ロ 一次冷却材の熱を取り出す熱交換器の入口における温度及び流量

ハ 主要な機器内における液位
六 原子炉カプラーガスに関する次の事項
イ 放射性物質の濃度
ロ 圧力

七 原子炉格納容器内の圧力、温度、放射性物質の濃度及び線量当量率並びに窒素雰囲気中の酸素濃度
八 主蒸気管中及び空気抽出器その他の蒸気タービン又は復水器に接続する設備であって放射性廃棄物を内包する設備の排ガス中の放射性物質の濃度

九 排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度
十 排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度

十一 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がある排水路の出口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度

十二 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率

十三 周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率及び放射性物質濃度
十四 使用済燃料貯蔵槽の液体の温度及び液位
十五 敷地内における風向及び風速

三 第一項第六号及び第七号に掲げる装置であつて線量当量率を計測する装置にあつては、多重性及び独立性を確保しなければならない。

四 第一項第十一号から第十三号まで及び第二項第十二号から第十四号までに掲げる事項を計測する装置（第一項第十一号及び第二項第十二号に掲げる事項を計測する装置にあつては、燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に属するものに限る。）にあつては、外部電源が喪失した場合においてもこれら事項を計測することができるものでなければならない。

五 第一項第一号及び第三号から第十四号まで並びに第二項第一号及び第三号から第十五号までに掲げる事項を計測する装置にあつては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存することができるものでなければならない。ただし、設計基準事故時の放射性物質の濃度及び線量当量率を計測する主要な装置以外の装置であつて、断続的に試料の分析を行う装置については、運転員その他の従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認することをもって、これに代えることができる。

第三十四条 発電用原子炉施設には、安全保護装置を次に定めるところにより施設しなければならない。

一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合又は地震の発生により発電用原子炉の運転に支障が生ずる場合において、原子炉停止システムその他系統と併せて機能することにより、燃料要素の許容損傷限界を超えないようにできるものであること。

二 システムを構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保すること。

三 システムを構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないように独立性を確保すること。

四 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が生じた場合においても、発電用原子炉施設をより安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持することにより、発電用原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できると。

五 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置が講じられているものであること。

六 計測制御系の一部を安全保護装置と共用する場合においては、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系から機能的に分離されたものであること。

七 発電用原子炉の運転中に、その能力を確認するための必要な試験ができるものであること。

八 運転条件に応じて作動設定値を変更できるものであること。

第三十五条 発電用原子炉施設には、反応度制御系統を施設しなければならない。

一 反応度制御系統は、二つ以上の独立した制御棒、液体制御材その他の反応度を制御する系統（ナトリウム冷却型高速炉に係るものにあつては、制御棒による二つ以上の独立した系統とす）を有するものであり、かつ、計画的な出力変化に伴う反応度変化を燃料要素の許容損傷限界を超えることなく制御できる能力を有するものでなければならない。

二 原子炉停止系統は、次の能力を有するものでなければならない。

一 通常運転時の高温状態において、二つ以上の独立した系統がそれぞれ発電用原子炉を未臨界に移行し、及び未臨界を維持できるもの

二 運転時の異常な過渡変化時の高温状態においても原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料要素の許容損傷限界を超えることなく発電用原子炉を未臨界に移行し、及び未臨界を維持できること。

三 一次冷却材喪失その他の設計基準事故時において、少なくとも一つは、発電用原子炉を未臨界へ移行することができ、かつ、少なくとも一つは、発電用原子炉を未臨界に維持できること。この場合において、非常用炉心冷却設備その他の発電用原子炉施設的安全性を損なうおそれがある場合に作動する設備の動作に伴って注入される液体制御材による反応度値を加えることができる。

四 制御棒を用いる場合にあつては、反応度値の最も大きな制御棒一本が固着した場合においても前三号の規定に適合すること。

五 制御棒の最大反応度値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象（発電用原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。）に対して原子炉冷却材圧力バウンダリ（ナトリウム冷却型高速炉に係るものにあつては、原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カプラーガス等のバウンダリとする。）を破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物（ナトリウム冷却型高速炉に係るものにあつては、原子炉容器内部構造物とする。）の損壊を起こさないものでなければならない。

六 制御棒、液体制御材その他の反応度を制御する設備は、通常運転時における圧力、温度及び放射線に起因する最も厳しい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。

第三十六条 制御材駆動装置

一 発電用原子炉の特性に適合した速度で制御材を駆動できるものであること。

二 発電用原子炉の通常運転時において制御材の異常な引き抜きが発生した場合において

も、燃料要素の許容損傷限界を超える速度で駆動できないものであること。

三 制御棒の駆動動力源が喪失した場合に、発電用原子炉の反応度を増加させる方向に制御棒を動作させないものであること。

四 制御棒を駆動する装置にあつては、制御棒の挿入その他の衝撃により制御棒、燃料体、反射材(ナトリウム冷却型高速炉に係るものに限る。)その他の炉心を構成するものを損壊しないものであること。

(原子炉制御室等)
第三十七条 発電用原子炉施設には、原子炉制御室を施設しなければならない。

2 原子炉制御室には、反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る設備を操作する装置、非常用炉心冷却設備(ナトリウム冷却型高速炉に係るものは除く。)その他の非常時に発電用原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置、発電用原子炉及び一次冷却系統に係る主要な機械又は器具の動作状態を表示する装置、主要計測装置の計測結果を表示する装置その他の発電用原子炉を安全に運転するための主要な装置(第四十六条第一項に規定する装置を含む。)を集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるよう施設しなければならない。

3 原子炉制御室には、発電用原子炉施設の外部の状況を把握するための装置を施設しなければならない。

4 発電用原子炉施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態に維持することができる装置を施設しなければならない。

5 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める防護措置を講じなければならない。

一 原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍 工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御

室において自動的に警報するための装置の設置

二 原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原子炉制御室に入りやすいため区域 遮蔽その他の適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質及び原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対する換気設備の隔離その他の適切な防護措置

6 原子炉制御室には、酸素濃度計を施設しなければならない。

第三十八条 工場等には、次に定めるところにより放射性廃棄物を処理する設備(排気筒を含み、次条及び第四十二条に規定するものを除く。)を施設しなければならない。

一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。

二 放射性廃棄物以外の廃棄物を処理する設備と区別して施設すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を処理する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。

三 放射性廃棄物が漏えいし難い構造であり、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の負荷により著しく腐食しないものであること。

四 気体状の放射性廃棄物を処理する設備は、第四十二条第三号の規定に準ずるほか、排気筒の出口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出しないこと。

五 流体状の放射性廃棄物及び原子炉冷却材圧力バウンダリ(ナトリウム冷却型高速炉に係るものにあつては原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバード等)のバウンダリとする。内に施設されたものから発生する高放射性的固体状の放射性廃棄物を工場等内において運搬するための容器は、取扱中における衝撃その他の負荷に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。

六 前号の容器は、内部に放射性廃棄物を入れた場合に、放射線障害を防止するため、その表面の線量当量率及びその表面から一メートルの距離における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないよう、遮蔽できるものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。

2 流体状の放射性廃棄物を処理する設備が設置される放射性廃棄物処理施設(流体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。以下この項において同じ。)は、次に定めるところにより施設しなければならない。

一 放射性廃棄物処理施設内部の床面及び壁面は、流体状の放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること。

二 放射性廃棄物処理施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により流体状の放射性廃棄物が排液受け口に導かれる構造であり、かつ、流体状の放射性廃棄物(気体状のものを除く。以下同じ。)を処理する設備の周辺部には、流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための堰が施設されていること。

三 放射性廃棄物処理施設外に通じる出入口又はその周辺部には、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物処理施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。ただし、放射性廃棄物処理施設内部の床面が隣接する発電用原子炉施設の床面又は地表面より低い場合であつて、放射性廃棄物処理施設外へ漏えいするおそれがない場合は、この限りでない。

四 工場等外に排水を排出する排水路(湧水に係るものにあつては放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないもの並びに排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備を施設するものを除く。)上に放射性廃棄物処理施設内部の床面がないよう、施設すること。

3 第一項第五号の流体状の放射性廃棄物を運搬するための容器は、前項第三号に準じて流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するよう施設しなければならない。ただし、管理区域内においてのみ使用されるもの及び漏えいするおそれがない構造のものは、この限りでない。(廃棄物貯蔵設備等)
第三十九条 放射性廃棄物を貯蔵する設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。

一 通常運転時に発生する放射性廃棄物を貯蔵する容量があること。

二 放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること。

三 崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の負荷により著しく腐食しないこと。

2 固体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備が設置される発電用原子炉施設は、放射性廃棄物による汚染が広がらないよう施設しなければならない。

3 前条第二項の規定は、流体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備が設置される放射性廃棄物処理施設について準用する。この場合において、「流体状の放射性廃棄物を処理する設備」とあるのは、「流体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備」と読み替えるものとする。(放射性物質による汚染の防止)
第四十条 発電用原子炉施設のうち、人が頻りに出入りする建物の内部の壁、床その他の放射性物質により汚染されるおそれがある部分であつて、人が触れるおそれがある部分の表面は、放射性物質による汚染を除去しやすいものでなければならない。

2 発電用原子炉施設には、人が触れるおそれがある物の放射性物質による汚染を除去する設備を施設しなければならない。

3 放射性物質により汚染されるおそれがある管理区域内に開口部がある排水路であつて、工場等外に排水を排出するものには、排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備を施設しなければならない。(生体遮蔽等)
第四十一条 設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による工場等周辺の空間線量率が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るよう施設しなければならない。

2 工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に定めるところにより生体遮蔽を施設しなければならない。

一 放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有するものであること。

二 開口部又は配管その他の貫通部があるものにあつては、必要に応じて放射線漏えい防止措置が講じられること。

三 自重、附加荷重及び熱応力に耐えるものであること。

(換気設備)

第四十二条 発電用原子炉施設内の放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に定めるところにより換気設備を施設しなければならない。

- 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。
- 二 放射性物質により汚染された空気が漏えい及び逆流し難い構造であること。
- 三 排出する空気を浄化する装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。

四 吸気口は、放射性物質により汚染された空気を吸入し難いように施設すること。

(原子炉格納施設)

第四十三条 発電用原子炉施設には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に漏えいする放射性物質が公衆に放射線障害を及ぼすおそれがないよう、次に定めるところにより原子炉格納施設を施設しなければならない。

- 一 原子炉格納容器にあつては、次に定めるところによること。
- イ 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に想定される最大の圧力及び最高の温度に耐えること。
- ロ 原子炉格納容器に開口部を設ける場合には気密性を確保すること。
- ハ 原子炉格納容器を貫通する箇所及び出入口は、想定される漏えい量その他の漏えい試験に影響を与える環境条件に応じて漏えい試験ができること。

二 原子炉格納容器を貫通して取り付ける管には、次により隔離弁（閉鎖隔離弁（ロック装置）が付されているものに限る。）又は自動隔離弁（隔離機能がない逆止め弁を除く。）を設けること。

イ 原子炉格納容器に取り付ける管であつて貫通箇所の内側及び外側であつて近接した箇所に一個の隔離弁を施設すること。

ロ イの規定にかかわらず、次に掲げるところにより隔離弁を施設することをもって、イの規定による隔離弁の設置に代えることができる。

- (1) 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設内及び原子炉格納容器内に開口部がなく、かつ、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊の際に損壊するおそれがない管又は一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常の際に構造上内部に滞留する液体により原子炉格納容器内の放射性物質が外部へ漏えいするおそれがない管にあつては、貫通箇所の内側又は外側の近接した箇所に一個の隔離弁を施設すること。

(2) 貫通箇所の内側又は外側に隔離弁を設ける場合には、一方の側の設置箇所における管であつて、湿気その他の隔離弁の機能に影響を与える環境条件によりその隔離弁の機能が著しく低下するおそれがあると認められるものにあつては、貫通箇所の外側であつて近接した箇所に二個の隔離弁を施設すること。

(3) 前二号の規定にかかわらず、配管に圧力開放板を適切に設ける場合には、原子炉格納容器の内側又は外側に通常時において閉止された一個の隔離弁を設けること。

ハ イ及びロの規定にかかわらず、次の場合には隔離弁を設けることを要しない。

- (1) 設計基準事故及び重大事故等の収束に必要な系統の配管に隔離弁を設けることにより安全性を損なうおそれがあり、かつ、当該系統の配管により原子炉格納容器の隔離機能が失われない場合
- (2) 計測制御系統施設又は制御棒駆動装置に関連する配管であつて、当該配管を通じての漏えい量が十分許容される程度に抑制されているもの場合

ニ 隔離弁は、閉止後において駆動動力源が喪失した場合においても隔離機能が失われな

ホ 隔離弁は、想定される漏えい量その他の漏えい試験に影響を与える環境条件に応じて漏えい試験ができること。

三 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に生ずる水素及び酸素により原子炉格納容器の安全性を損なうおそれがある場合は、水素又は酸素の濃度を抑制する設備を施設すること。

四 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に原子炉格納容器から気体状の放射性物質が漏えいすることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合は、当該放射性物質の濃度を低減する設備（当該放射性物質を格納する設備を含む。）を施設すること。

五 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設（ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設を除く。）の損壊又は故障の際に生ずる原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇により原子炉格納容器の安全性を損なうことを防止するため、原子炉格納容器内において発生した熱を除去する設備（以下「格納容器熱除去設備」という。）を次に施設すること。

イ 格納容器熱除去設備は、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに冷却材中の異物の影響の想定される最も厳しい条件下においても、正常に機能すること。

ロ 格納容器熱除去設備は、その能力を確認するため、発電用原子炉の運転中に試験ができること。

(保安電源設備)

第四十四条 発電用原子炉施設には、電線路及び当該発電用原子炉施設において常時使用される発電機からの電力の供給が停止した場合において発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置の機能を維持するため、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備を施設しなければならない。

2 設計基準対象施設の安全性を確保する上で特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する装置を施設しなければならない。

3 保安電源設備（安全施設へ電力を供給するための設備をいう。）には、第一項の電線路、当該発電用原子炉施設において常時使用される発電機及び非常用電源設備から発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置への電力の供給が停止することがないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 高エネルギーのアーカ放電による電気盤の損壊の拡大を防止するために必要な措置

二 前号に掲げるもののほか、機器の損壊、故障その他の異常を検知し、及びその拡大を防止するために必要な措置

4 設計基準対象施設に接続する第一項の電線路のうち少なくとも二回線は、それぞれ互いに独立したものであつて、当該設計基準対象施設において受電可能なものであつて、使用電圧が六万ボルトを超える特別高圧のものであり、かつ、それにより当該設計基準対象施設を電力系統に連系するように施設しなければならない。

5 前項の電線路のうち少なくとも一回線は、当該設計基準対象施設において他の回線と物理的に分離して受電できるように施設しなければならない。

6 設計基準対象施設に接続する電線路は、同一の敷地内の二以上の発電用原子炉施設を電力系統に連系する場合には、いずれの二回線が喪失した場合においても電力系統からそれらの発電用原子炉施設への電力の供給が同時に停止しないように施設しなければならない。

7 非常用電源設備及びその附属設備は、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械及び器具の単一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において工学的安全施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。

8 設計基準対象施設は、他の発電用原子炉施設に属する非常用電源設備から受電する場合には、当該非常用電源設備から供給される電力に過度に依存しないように施設しなければならない。

(緊急時対策所)

第四十五条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に施設しなければならない。

2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置の設置

その他の適切な防護措置を講じなければならない。
(警報装置等)

第四十六条 発電用原子炉施設には、その機械又は器具の機能の喪失、誤操作その他の異常により発電用原子炉の運転に著しい支障を及ぼすおそれが発生した場合、第三十三条第一項第八号又は第二項第九号の放射性物質の濃度若しくは同条第一項第十一号及び第十二号若しくは第二項第十二号及び第十三号の線量当量率が著しく上昇した場合又は流体状の放射性廃棄物処理し、又は貯蔵する設備から流体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが発生した場合においてこれらを確実に検出して自動的に警報する装置を施設しなければならない。

2 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽の水温(ナトリウム冷却型高速炉に係るものにあつては、液体の温度とする。以下この項において同じ。)の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位(ナトリウム冷却型高速炉に係るものにあつては、液位とする。以下この項において同じ。)の著しい低下を確実に検知し、自動的に警報する装置を施設しなければならない。ただし、発電用原子炉施設が、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下に自動的に対処する機能を有している場合は、この限りでない。

3 発電用原子炉施設には、発電用原子炉並びに一次冷却系統及び放射性廃棄物処理し、又は貯蔵する設備に係る主要な機械又は器具の動作状態を表示する装置を施設しなければならない。
4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。

5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。
(ナトリウム漏えいによる影響の防止)
第四十七条 発電用原子炉施設がナトリウムの漏えいによる物理的又は化学的影響(ナトリウム及びナトリウム化合物が関与する腐食が構造物及び機器に及ぼす影響を含む。)を受けること

により、発電用原子炉施設の安全に支障が生じることがある場合には、その影響を抑制するための適切な措置を講じなければならない。
(ナトリウムの取扱い)

第四十八条 ナトリウムを取り扱う機器のうち、ナトリウムにより腐食するおそれのあるものは、腐食しにくい材料を使用しなければならない。
2 ナトリウムを取り扱う系統は、原則として密閉したものとし、当該系統に属する機器のうち内部に液面を有するものは、その液面上をカバーガスで覆う構造としなければならない。
(カバーガスの取扱い)

第四十九条 カバーガスは、ナトリウムに対して化学的に安定な性質を有し、かつ、通常運転時における放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。
2 カバーガスを取り扱う系統には、圧力が過度に上昇することを防止し得る設備を施設しなければならない。
3 放射性物質を含むカバーガスを通常運転時において系統外に排出する場合は、これを安全に処理する装置を施設しなければならない。
(準用)

第五十条 第十七条第二項の規定及び発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第二十章の規定は、設計基準対象施設に施設する補助ボイラーについて準用する。
2 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第十九条から第二十三条までの規定は、設計基準対象施設に施設するガスタービンについて準用する。
3 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第二十五条から第二十九条までの規定は、設計基準対象施設に施設する内燃機関について準用する。
4 原子力発電工物に係る電気設備に関する技術基準を定める省令(平成二十四年経済産業省令第七十号)第四条から第十六条まで、第十九条から第二十八条まで及び第三十条から第三十五条までの規定は、設計基準対象施設に施設する電気設備について準用する。

第三章 重大事故等対処施設
第五十一条 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める地盤に施設しなければならない。

一 重大事故防止設備のうち常設のもの(以下「常設重大事故防止設備」という。)であつて、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの(以下「常設耐震重要重大事故防止設備」という。)が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)

二 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)

三 重大事故等対処施設が作用した場において当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤
四 特定重大事故等対処施設 研開炉設置許可基準規則第四條第二項の規定により算定する地震力が作用した場合及び基準地震動による地震力が作用した場合において当該特定重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤
(地震による損傷の防止)

第五十二条 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより施設しなければならない。
一 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)

二 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)

事故に対処するために必要な機能が損なわれおそれがないこと。
四 特定重大事故等対処施設 研開炉設置許可基準規則第四條第二項の規定により算定する地震力に十分に耐え、かつ、基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないこと。

2 重大事故等対処施設(前項第二号の重大事故等対処施設を除く。)が研開炉設置許可基準規則第四條第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。
(津波による損傷の防止)

第五十三条 重大事故等対処施設が基準津波によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。
(火災による損傷の防止)

第五十四条 重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれおそれがないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。
一 火災の発生を防止するため、次の措置を講ずること。
イ 発火性又は引火性の物質を内包する系統の漏えい防止その他の措置を講ずること。
ロ 重大事故等対処施設には、不燃性材料又は難燃性材料を使用すること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
(1) 重大事故等対処施設に使われる材料が代替材料である場合
(2) 重大事故等対処施設の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であつて、重大事故等対処施設における火災に起因して他の重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合

ハ 避雷設備その他の自然現象による火災発生を防止するための設備を施設すること。
ニ 水素の供給設備その他の水素が内部に存在する可能性がある設備にあつては、水素の燃焼が起きた場合においても重大事故等

対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう施設すること。

ホ 放射線分解により発生し、蓄積した水素の急速な燃焼によって、重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがある場合には、水素の蓄積を防止する措置を講ずること。

二 火災の感知及び消火のため、火災と同時に発生すると想定される自然現象により、火災感知設備及び消火設備の機能が損なわれることがないように施設すること。

(特定重大事故等対処施設)

第五十五条 工場等には、次に定めるところにより特定重大事故等対処施設を施設しなければならない。

- 一 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないこと。
- 二 原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を有すること。
- 三 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの発生後、発電用原子炉施設の外からの支援が受けられるまでの間、使用できること。

(重大事故等対処設備)

第五十六条 重大事故等対処設備は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること。
- 二 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できること。
- 三 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができること。
- 四 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えること。
- 五 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないこと。
- 六 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるとおそれがない設置場所の選定、設置場所

への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。

2 常設重大事故等対処設備は、前項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

- 一 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有すること。
- 二 二以上の発電用原子炉施設において共用しないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。

3

可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

- 一 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有すること。
- 二 常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講ずること。
- 三 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けること。

4

想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所において可搬型重大事故等対処設備と接続することができ、かつ、放射線量が高くなるとおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。

五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。

六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。

七

重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。

第五十七条 重大事故等対処施設には、発電用原子炉施設の安全性を確保する上で機器に作用する圧力の過度の上昇を適切に防止する性能を有する安全弁、逃がし弁、破壊板又は真空破壊弁を必要箇所に設けなければならない。

第五十八条

発電用原子炉施設には、運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができるような事故が発生するおそれがある場合又は当該事故が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、冷却材バウナダリ（ナトリウム冷却型高速炉に係るものにあつては、原子炉冷却材バウナダリ及び原子炉カバガス等のバウナダリとする。）及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な設備を施設しなければならない。

(原子炉冷却材圧力バウナダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備)

第五十九条

発電用原子炉施設（ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設を除く。）には、原子炉冷却材圧力バウナダリが高圧の状態であつて、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な設備を施設しなければならない。

(原子炉冷却材圧力バウナダリを減圧するための設備)

第六十条

発電用原子炉施設（ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設を除く。）には、原子炉冷却材圧力バウナダリが高圧の状態であつて、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウナダリを減圧するために必要な設備を施設しなければならない。

(原子炉冷却材圧力バウナダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備)

第六十一条

発電用原子炉施設には、原子炉冷却材圧力バウナダリが低圧の状態であつて、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な設備を施設しなければならない。

(最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備)

第六十二条

発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な設備を施設しなければならない。

(原子炉格納容器内の冷却等のための設備)

第六十三条

発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な設備を施設しなければならない。

2

発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために必要な設備を施設しなければならない。

(原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備)

第六十四条

発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧

力及び温度を低下させるために必要な設備を施設しなければならない。
(原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備)

第六十五条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な設備を施設しなければならない。
(水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備)

第六十六条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発(以下「水素爆発」という。)による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を施設しなければならない。
(水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備)

第六十七条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋その他の原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設(以下「原子炉建屋等」という。)の水素爆発による損傷を防止する必要がある場合には、水素爆発による当該原子炉建屋等の損傷を防止するために必要な設備を施設しなければならない。
(使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備)

第六十八条 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽から水(ナトリウム冷却型高速炉に係るものにあつては、液体とする。以下この条において同じ。)の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽内の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等又は使用済燃料(以下「貯蔵槽内燃料体等」という。)を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な設備を施設しなければならない。

2 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位(ナトリウム冷却型高速炉に係るものにあつては、液位とする。)が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備を施設しなければならない。

(工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備)

第六十九条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を施設しなければならない。
(緊急停止失敗時に炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための設備)

第七十条 ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設には、炉心の原子炉冷却材の流量が低下し、かつ、発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生した場合においても、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を設けなければならない。
(重大事故等の収束に必要な水源及び水の供給設備)

第七十一条 設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備を施設しなければならない。
(電源設備)

第七十二条 発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体(以下「運転停止中原子炉内燃料体」という。)の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な設備を施設しなければならない。
2 発電用原子炉施設には、第四十四条第一項の規定により設置される非常用電源設備及び前項の規定により設置される電源設備のほか、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための常設の直流電源設備を施設しなければならない。

第七十三条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生し、計測機器(非常用のものを含む)の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータ(研開炉設置許可基準規則第十六条第三項第二号に規定するパラメータをいう。)を計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備を施設しなければならない。
(原子炉制御室)

第七十四条 第三十七条第一項の規定により設置される原子炉制御室とは、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備を施設しなければならない。
(監視測定設備)

第七十五条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺(工場等の周辺海域を含む。)において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備を施設しなければならない。
2 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備を施設しなければならない。
(緊急時対策所)

第七十六条 第四十五条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に定めるところによりなければならない。
一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。
二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けること。
三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。
2 緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置を講じなければならない。
(通信連絡を行うために必要な設備)

第七十七条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を施設しなければならない。

(準用)

第七十八条 発電用火設備に関する技術基準を定める省令第十九条から第二十三条までの規定は、重大事故等対処施設に施設するガスタービンについて、同令第二十五条から第二十九条までの規定は、重大事故等対処施設に施設する内燃機関について準用する。
2 原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める省令第四条から第十六条まで、第十九条から第二十八条まで及び第三十条から第三十五条までの規定は、重大事故等対処施設に施設する電気設備について準用する。

第四章 雑則
第七十九条 第三条第二項の申請書の提出については、当該申請書の提出に代えて、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。
附則
一 この規則は、原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年七月八日)から施行する。
二 この規則の施行の際現に発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(昭和四十年通商産業省令第六十二号)第三条第一項の規定によりされている認可は、第三条第一項の規定によりされた認可とみなす。
三 この規則の施行の際現に発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令第三条第二項の規定による認可については、第三項の申請は、第三条第二項の規定による認可については、第三項とみなす。
四 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則(平成二十八年原子力規制委員会規則第一号)の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設については、平成二十五年七月八日以後最初に行われる法第四十三条の三の九第一項の規定による認可(第四十一条及び第十二条並びに第三章の規定に適合

する)の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータ(研開炉設置許可基準規則第十六条第三項第二号に規定するパラメータをいう。)を計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備を施設しなければならない。
(原子炉制御室)

するのために必要な事項に係るものに限る。)の日から起算して五年を経過する日までの間は、第五十五条及び第七十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、当該期間中に行われる第五十五条及び第七十二条第二項の規定に適合するために必要な事項に係る法第四十三条の三の九第一項の規定による認可及び当該認可を受けた工事の計画に従って行われる工事に係る法第四十三条の三の十一の規定による検査並びに当該検査に合格した発電用原子炉施設については、この限りでない。

附則 (平成二五年二月六日原子力規制委員会規則第一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二五年十二月十八日。以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (平成二八年一月二日原子力規制委員会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二八年一月二日原子力規制委員会規則第一号)
この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二九年四月三日原子力規制委員会規則第五号) 抄

第一条 この規則は、公布の日から施行する。
(研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この規則の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けている発電用原子炉施設については、第一条第二号の規定による改正後の研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第三条の二の規定は適用しない。

附則 (平成二九年五月一日原子力規制委員会規則第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 この規則の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法

律(以下「法」という。)第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。以下同じ。)については、平成三十二年五月一日以後最初に当該発電用原子炉施設に係る法第四十三条の三の十六第一項の検査を終了した日又は平成三十二年五月一日以後に発電用原子炉(法第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。)の運転を開始する日の前日のいずれか早い日までの間(以下この項において「経過措置期間」という。)は、なお従前の例による。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

一 経過措置期間中に行われる次に掲げる許可、認可及び確認

イ 法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可(この規則による改正後の実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則第二十六条第三項及び第三十四条第二項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。)

ロ 法第四十三条の三の九第一項の規定による認可(この規則による改正後の実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第三十八条第五項及び第四十六条第二項又はこの規則による改正後の研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第三十七条第五項及び第四十五条第二項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。)

ハ 法第四十三条の三の十一第三項の確認(ロの確認を受けた工事の計画に従って行われる工事に係るものに限る。)

ニ 前号ハの確認を受けた発電用原子炉施設

附則 (平成二九年八月八日原子力規制委員会規則第二号)

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 この規則の施行の際現に設置され又は設置に着手されている再処理施設(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設をいう。以下同じ。)に対

する第一条の規定による改正後の再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(以下「新再処理設計規則」という。)第十九条第三項(非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分を除く。以下この項において同じ。)、及び第一条の規定による改正後の再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則(以下「新再処理性能規則」という。)第二十八条第三項(非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分を除く。)の規定の適用については、平成三十一年八月一日以後最初に当該再処理施設に係る法第四十六条の三の三第一項の検査を終了した日又は平成三十一年八月一日以後に再処理(法第二条第十項に規定する再処理をいう。次項において同じ。)の事業を開始する日の前日のいずれか早い日までの間(以下この項において「経過措置期間」という。)は、なお従前の例による。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

一 経過措置期間中に行われる次に掲げる認可及び検査

イ 法第四十五条第一項の規定による認可(新再処理設計規則第十九条第三項に適合するために必要な事項に係るものに限る。)

ロ 法第四十六条第一項の検査(イの確認を受けた設計及び方法に従って行われる工事に係るものに限る。次項において同じ。)

二 前号ロの検査に合格した再処理施設

2 この規則の施行の際現に設置され又は設置に着手されている再処理施設に対する新再処理設計規則第十九条第三項(非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分に限る。)

及び新再処理性能規則第二十八条第三項(非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分に限る。)の規定の適用については、平成三十三年八月一日以後最初に当該再処理施設に係る法第四十六条の三の三第一項の検査を終了した日又は平成三十三年八月一日以後に再処理の事業を開始する日の前日のいずれか早い日までの間(以下この項において「経過措置期間」という。)は、なお従前の例による。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

一 経過措置期間中に行われる次に掲げる認可及び検査

イ 法第四十五条第一項の規定による認可

ロ 法第四十六条第一項の検査

二 前号ロの検査に合格した再処理施設

3 この規則の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設(法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。以下同じ。)に対する第一条の規定による改正後の実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(以下「新実用炉規則」という。)第四十五条第三項(非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分を除く。以下この項において同じ。))及び第一条の規定による改正後の研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(以下「新研究開発炉規則」という。)第四十四条第三項(非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分を除く。以下この項において同じ。))の規定の適用については、平成三十一年八月一日以後最初に当該発電用原子炉施設に係る法第四十三条の三の十六第一項の検査を終了した日又は平成三十一年八月一日以後に発電用原子炉(法第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。次項において同じ。))の運転を開始する日の前日のいずれか早い日までの間(以下この項において「経過措置期間」という。)は、なお従前の例による。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

一 経過措置期間中に行われる次に掲げる認可及び確認

イ 法第四十三条の三の九第一項の規定による認可(新実用炉規則第四十五条第三項又は新研究開発炉規則第四十四条第三項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。次項において同じ。)

ロ 法第四十三条の三の十一第三項の確認(イの確認を受けた工事の計画に従って行われる工事に係るものに限る。次項において同じ。)

二 前号ロの確認を受けた発電用原子炉施設

4 この規則の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設に対する新実用炉規則第四十五条第三項(非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分に限る。)

及び新研究開発炉規則第四十四条第三項(非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分に限る。)の規定の適用については、平成三十三年八月一日以後最初に当該発電用原子炉施設に係る法第四十三条の三の十六第一項

の検査を終了した日又は平成三十三年八月一日以後に発電用原子炉の運転を開始する日の前日のいずれか早い日までの間（以下この項において「経過措置期間」という。）は、なお従前の例による。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

一 経過措置期間中に行われる次に掲げる認可及び確認

イ 法第四十三条の三の九第一項の規定による認可

ロ 法第四十三条の三の十一第三項の確認

二 前号ロの確認を受けた発電用原子炉施設

附則（平成二九年二月二二日原子力規制委員会規則第一七号）

（施行期日）

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。ただし、別表第三に係る改正規定及び次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則（別表第三に係る改正規定にあつては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの規則の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの規則の規定に相当の規定があるものは、改正後のそれぞれの規則の相当の規定によつてしたものとみなす。

附則（平成三〇年二月二〇日原子力規制委員会規則第三号）

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則の施行の際現に設置され又は設置に着手されている試験研究用等原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十三条第二項第五号に規定する試験研究用等原子炉施設をいう。以下同じ。）に対するこの規則による改正後の試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「新試験炉設置許可基準規則」という。）第九号

第二項、この規則による改正後の試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「新試験炉設工基準規

則」という。）第十三条の二第二項及びこの規則による改正後の試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則第十七条第二項の規定の適用については、この規則の施行の日から起算して一年を経過する日（以下「経過日」という。）までの間は、なお従前の例による。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

一 経過日までの間に行われる次に掲げる許可、認可及び検査

イ 法第二十六条第一項の規定による変更の許可（新試験炉設置許可基準規則第九号（新試験炉設置許可基準規則第九号第二項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）

ロ 法第二十七条第一項及び第二項の規定による認可（新試験炉設工基準規則第十三条の二第二項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）

ハ 法第二十八条第一項の検査（ロの認可を受けた設計及び方法に従つて行われる工事に係るものに限る。）

九号第二項又は新研開炉設置許可基準規則第九号第二項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）

イ 法第四十三条の三の九第一項及び第二項の規定による認可（新実用炉技術基準規則第十二条第二項又は新研開炉技術基準規則第十二条第二項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）

ロ 法第四十三条の三の十一第一項の検査（ロの認可を受けた工事の計画に従つて行われる工事に係るものに限る。）

二 前号ハの検査に合格した発電用原子炉施設

附則（平成三〇年六月八日原子力規制委員会規則第六号）

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則（不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。ただし、第四十四条の規定は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成三十年原子力規制委員会規則第十一号）の施行の日（令和元年九月一日）から施行する。）

附則（令和二年一月二三日原子力規制委員会規則第三号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附則（令和二年三月一七日原子力規制委員会規則第二二号）

（施行期日）

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則の施行の際現に設置され又は設置に着手されている試験研究用等原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十三条第二項第五号に規定する試験研究用等原子炉施設をいう。以下同じ。）に対するこの規則による改正後の試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「新研開炉設置許可基準規則」という。）第九号第二項及びこの規則による改正後の研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「新研開炉技術基準規則」という。）第十二条第二項の規定の適用については、経過日までの間は、なお従前の例による。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

一 経過日までの間に行われる次に掲げる許可、認可及び検査

イ 法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可（新実用炉設置許可基準規則

第九号第二項又は新研開炉設置許可基準規則第九号第二項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）

ロ 法第四十三条の三の九第一項及び第二項の規定による認可（新実用炉技術基準規則第十二条第二項又は新研開炉技術基準規則第十二条第二項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一条の二十四に規定する指定検査機関等を指定する省令等の廃止）

第二条 次に掲げる規則は、廃止する。

一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一条の二十四に規定する指定検査機関等を指定する省令（平成三十三年経済産業省令第二百二十四号）

二 研究開発段階発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十一号）

（経過措置）

第三条 この規則の施行の際現に設置されている試験研究用等原子炉施設（旧法第四十三条の三の二第二項の廃止措置計画の認可を受けているもの及び旧法第二十九条の施設定期検査（以下この条において単に「施設定期検査」という。）を受けたことがないものを除く。）であつて、旧法第二十八条第一項の規定による使用前検査（原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十六号）附則第十三条において「平成二十五年整備等規則」という。）第十三条の規定により改正された試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十一号）の規定に係るものに限る。）に合格しているもの（第三項において「新規制基準適合試験研究用等原子炉施設」という。）について、この規則の施行後最初に行うべき新法第二十九条第一項の検査は、直近の施設定期検査が終了した日以降十二月を超えない時期（施行日の前日において施設定期検査を受けている場合）に行つては、施行日から十二月を超えない時期）に行うものとする。

2 この規則の施行の際現に設置されている試験研究用等原子炉施設であつて、旧法第四十三条の三の二第二項の廃止措置計画の認可を受けているものについて、この規則の施行後最初に行うべき新法第二十九条第一項の検査は、施行日から十二月を超えない時期に行うものとする。

3 施行日の前日において施設定期検査を受けている試験研究用等原子炉施設（新規制基準適合試験研究用等原子炉施設を除く。）については、この規則の施行後最初に行うべき新法第二十九条第一項の検査は、施行後直ちに行うものとする。

附則（令和二年三月一七日原子力規制委員会規則第二二号）

（施行期日）

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則の施行の際現に設置され又は設置に着手されている試験研究用等原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十三条第二項第五号に規定する試験研究用等原子炉施設をいう。以下同じ。）に対するこの規則による改正後の試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「新研開炉設置許可基準規則」という。）第九号第二項及びこの規則による改正後の研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「新研開炉技術基準規則」という。）第十二条第二項の規定の適用については、経過日までの間は、なお従前の例による。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

一 経過日までの間に行われる次に掲げる許可、認可及び検査

イ 法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可（新実用炉設置許可基準規則

第九号第二項又は新研開炉設置許可基準規則第九号第二項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）

ロ 法第四十三条の三の九第一項及び第二項の規定による認可（新実用炉技術基準規則第十二条第二項又は新研開炉技術基準規則第十二条第二項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）

ハ 法第二十八条第一項の検査（ロの認可を受けた設計及び方法に従つて行われる工事に係るものに限る。）

九号第二項又は新研開炉設置許可基準規則第九号第二項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）

イ 法第四十三条の三の九第一項及び第二項の規定による認可（新実用炉技術基準規則第十二条第二項又は新研開炉技術基準規則第十二条第二項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）

ロ 法第四十三条の三の十一第一項の検査（ロの認可を受けた工事の計画に従つて行われる工事に係るものに限る。）

第四条 施行日の前日において旧法第十六条の五、第四十六条の二の三又は第五十一条の十の施設定期検査を受けている加工施設、再処理施設又は廃棄物管理施設について、この規則の施行後最初に行うべき新法第十六条の五第一項、第四十六条の二の二第二項又は第五十一条の十第一項の検査は、施行後直ちに行うものとする。

第五条 この規則の施行の際現に設置されている発電用原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号。第八條第四項において「令」という。）以下単に「研究開発段階発電用原子炉」という。）に規定する研究開発段階発電用原子炉（以下単に「研究開発段階発電用原子炉」という。）に係るものに限る。であつて、旧法第四十三条の三の三十四第二項の廃止措置計画の認可を受けているものについて、この規則の施行後最初に行うべき新法第四十三条の三の三十四第一項の検査は、直近の施設定期検査（旧法第四十三条の三の十五の施設定期検査をいう。）が終了した日以降十三月を超えない時期に行うものとする。

第六条 施行日から令和二年四月三十日までの間に新法第二十九条第一項の検査を開始しようとする者に係る新試験炉規則第三条の十二第二項の規定の適用については、同項中「検査開始予定日の一月前まで（第三条の九第二項の一定の期間（以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前まで）」とあるのは、「この規則の施行の日まで」とする。

2 附則第三条第三項又は第四条の規定に基づき施行後直ちに行う検査については、新試験炉規則第三条の十二第二項の規定（同条第一項に規定するときに係るものに限る。）、新加工規則第三条の十三第二項の規定（同条第一項に規定するときに係るものに限る。）、新再処理規則第七條の十二の二第二項の規定（同条第一項に規定するときに係るものに限る。）、又は新廃棄物管理規則第十六條第二項の規定（同条第一項に規定するときに係るものに限る。）は、適用しない。

第七条 施行日前に旧法第二十一条、第三十四条、第四十三条の三の二十一、第四十七条、第五十一条の十五又は第五十六条の二の規定により記録した旧加工規則第七條第一項、旧試験炉

規則第六條第一項、旧研開炉規則第六十二条第一項、旧再処理規則第八條第一項、旧二種埋設規則第十三條第一項、旧廃棄物管理規則第二十六條第一項又は旧核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表の上欄に掲げる事項の保存については、なお従前の例による。この場合において、旧加工規則第七條第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同号ハ中「検査終了後五年が経過するまでの期間」とあるのは、「同一事項に関するこの規則の施行後最初の定期事業者検査のときまでの期間」と、旧試験炉規則第六條第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ及びハ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同表第十一号中「次の改定の後三年間」とあるのは、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。第四條第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメント文書）に従つた計画、実施、評価及び改善状況の記録の作成後三年が経過するまでの期間」と、旧研開炉規則第六十二条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、旧再処理規則第八條第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同号ハ中「検査終了後五年が経過するまでの期間」とあるのは、「同一事項に関するこの規則の施行後最初の定期事業者検査のときまでの期間」と、旧廃棄物管理規則第二十六條第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同号ハ中「検査終了後五年が経過するまでの期間」とあるのは、「同一事項に関するこの規則の施行後最初の定期事業者検査のときまでの期間」と、旧核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表第一号及び第三号ハ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同

表第七号中「次の改定の後三年間」とあるのは「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。第四條第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステム）に従つた計画、実施、評価及び改善状況の記録の作成後三年が経過するまでの期間」と読み替えるものとする。

第八条 この規則の施行の際現に加工施設若しくは使用済燃料貯蔵施設の設置の工事に着手している者又は旧法第二十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の三の二十四第一項（研究開発段階発電用原子炉に係るものに限る。）、第五十条第一項、第五十一条の十八第一項若しくは第五十七條第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、令和二年九月三十日までに新法第二十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の三の二十四第一項、第四十三条の三の二十四第一項、第五十一条の十八第一項又は第五十七條第一項に規定する保安規定の認可又は変更の認可を申請しなければならない。

2 前項の規定による保安規定の認可又は変更の認可を申請した者が講ずる保安のために必要な措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があつた日までの間は、新加工規則第七條の二の二から第七條の八まで、新試験炉規則第六條の三から第十四條の二まで、新研開炉規則第六十四條から第八十五條まで、新貯蔵規則第二十八條から第三十五條の二まで、新再処理規則第八條の三から第十六條まで、新二種埋設規則第十三條の三から第十九條の二まで、新廃棄物管理規則第二十六條の三から第三十三條の二まで又は新核燃料物質使用規則第二条の十一の三から第二條の十一の十二までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第一項又は原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う実用発電用原子炉に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第三号）附則第六條第一項の規定による保安規定の認可又は変更の認可を申請した者が講ずる工場又は事業所の外における核燃料物質等の廃棄及び運搬に係る保安のために必要な措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があつた

日までの間は、新外廃棄規則第二條第一項第二号及び第四号並びに第三條第一項第九号並びに新外運搬規則第十七條の二及び第十九條第一項第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に旧法第五十二條第一項の許可を受けている者（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。）が講ずる核燃料物質の使用等並びに工場又は事業所の外における核燃料物質等の廃棄及び運搬に係る保安のために必要な措置については、令和二年九月三十日までの間は、新核燃料物質使用規則第二条の十一の三から第二条の十一の十二まで並びに新外廃棄規則第二條第一項第二号及び第四号並びに第三條第一項第九号並びに新外運搬規則第十七條の二及び第十九條第一項第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 新法第五十九條第一項の規定により原子力事業者等から運搬を委託された者が講ずる工場又は事業所の外における核燃料物質等の運搬に係る保安のために必要な措置については、令和二年九月三十日までの間は、新外運搬規則第十七條の二及び第十九條第一項第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 前三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における新外廃棄規則第五條及び新外運搬規則第二十条の規定の適用については、新外廃棄規則第五條中「第二條第一項第三号から第八号まで及び第二項」とあるのは、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第十二号）による改正前の第二條第一項第三号から第七号まで及び第二項」と、新外運搬規則第二十条中「第十七條の二」とあるのは、「第十七條」とする。

第九条 この規則の施行の際現に旧外運搬規則第二十一条第一項又は第二十三條第二項の規定によりされている申請は、それぞれ新外運搬規則第二十一条第一項又は第二十三條第二項の規定による申請とみなす。

第十条 施行日前に旧加工規則第七條の八の二第一項第一号、旧再処理規則第十六條の二第一項第一号又は旧廃棄物管理規則第三十三條の二第

二項第一号の規定により行われた評価はそれぞれ新加工規則第七條の四の二第一項、新再処理規則第十一條の二第一項又は新廃棄物管理規則第二十九條の二第一項の規定により行われた評価と、旧加工規則第七條の八の二第一項第二号、旧再処理規則第十六條の二第一項第二号又は旧廃棄物管理規則第三十三條の二第二項第二号の規定により策定された計画はそれぞれ新加工規則第七條の四の二第一項、新再処理規則第十一條の二第一項又は新廃棄物管理規則第二十九條の二第一項の規定により策定された方針と、旧加工規則第七條の八の二第二項の規定により行われた再評価及び当該再評価に基づき策定された計画はそれぞれ新加工規則第七條の四の二第一項、新再処理規則第十一條の二第一項又は新廃棄物管理規則第二十九條の二第一項の規定により策定された方針と、旧試験炉規則第十四條の二第三項の規定により行われた評価及び当該評価に基づき策定された計画はそれぞれ新試験炉規則第九條の二第二項の規定により行われた再評価及び当該再評価に基づき策定された方針とみなす。

第十一條 この規則の施行の際現に旧法第二十二條の八第二項、第四十三條の三の二第二項、第四十三條の三の三第四第三項、第五十條の五第三項又は第五十七條の五第三項において読み替えて準用する新法第十二條の六第三項に規定する廃止措置計画の変更の認可（新加工規則第九條の五第一項第六号、第六号及び第十一号並びに第二項第六号及び第九号、新試験炉規則第十六條の六第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第五号及び第八号、新研開炉規則第一百一十條第一項第十二号及び第二項第九号、新再処理規則第十九條の五第一項第十一号及び第二項第九号又は新核燃料物質使用規則第六條の三第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第五号及び第八号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

2 前項の規定による廃止措置計画の変更の認可を申請した者に係る廃止措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、新加工規則第九條の五第一項

第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第六号及び第九号、新試験炉規則第十六條の六第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第五号及び第八号、新研開炉規則第一百一十條第一項第十二号及び第二項第九号、新再処理規則第十九條の五第一項第十一号及び第二項第九号又は新核燃料物質使用規則第六條の三第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第五号及び第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十二條 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第四号）附則第十二條第二項中「新研開炉規則第七十八條から第八十一條まで、第八十七條第一項第二十号から第二十三号まで、同条第三項第十七号から第二十二号まで」を「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」の規制に併せて試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第十二号）による改正後の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第七十八條、第八十七條第一項第十六号及び第三項第十六号」に改める。

第十三條 平成二十五年整備等規則の一部を次のように改める。

附則第二條第二項中「新試験炉規則第十五條第一項第十五号」を「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第十二号）による改正後の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十五條並びに第十五條第一項第十四号及び第二項第十五号」に改める。

附則第十五條第二項中「新核燃料物質使用規則第二條の十二第一項第十一号」を「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第十二号）による改正後の核燃料物質の使用等に関する規則第二條の十一の八並びに第二條の十二第一項第十三号及び第二項第十五号」に改める。

附則第七條第二項中「新加工事業規則第七條の四の四、第七條の四の五、第八條第一項第十七号及び第十八号、同条第二項第十九号及び第二十号」を「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第十二号）による改正後の核燃料物質の加工の事業に関する規則第七條の四の三、第八條第一項第十四号及び第二項第十六号」に改める。

附則第八條中「最初に行う施設定期検査の次の施設定期検査」を「最初に行う定期事業者検査の次の定期事業者検査」に改める。

附則第十一條第二項中「新再処理事業規則第十二條の四、第十二條の五、第十七條第一項第二十号及び第二十一号、同条第二項第二十一号及び第二十二号」を「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第十二号）による改正後の核燃料物質の再処理の事業に関する規則第十二條、第十七條第一項第十五号及び第二項第十七号」に改める。

第十四條 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則（平成二十九年原子力規制委員会規則第五号。次項において「平成二十九年改正規則」という。）附則第二條第三項及び第四項並びに第三條を削る。

2 平成二十九年改正規則附則第二條第三項の規定によりなお従前の例によることとされていた発電用原子炉施設に係る附則第十一條第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第十二号及び第二項第九号とあるのは、「新研開炉規則第一百一十條第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第六号及び第九号」とする。

第十五條 試験研究用等原子炉施設等に対する妨害破壊行為等への対策の強化等のための試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（平成三十一年原子力規制委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二條の表中「第二條の十一の十第二項第一号」を「第二條の十一の十三第二項第一号」に改める。

附則第三條第一項の表中「第二條の十一の十第二項第十七号ホ」を「第二條の十一の十三第二項の十一の十第二項第十八号」を「第二條の十一の十三第二項第十八号」に改める。

附則第四條の表中「第二條の十一の十第二項第二十三号」を「第二條の十一の十三第二項第二十三号」に改める。

第十六條 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 旧法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三條の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいう。

二 新法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三條の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいう。

三 旧試験炉規則 この規則による改正前の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則をいう。

四 新試験炉規則 この規則による改正後の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則をいう。

五 旧核燃料物質使用規則 この規則による改正前の核燃料物質の使用等に関する規則をいう。

六 新核燃料物質使用規則 この規則による改正後の核燃料物質の使用等に関する規則をいう。

七 旧加工規則 この規則による改正前の核燃料物質の加工の事業に関する規則をいう。

八 新加工規則 この規則による改正後の核燃料物質の加工の事業に関する規則をいう。

九 旧再処理規則 この規則による改正前の使用済燃料の再処理の事業に関する規則をいう。

- 十 新再処理規則 この規則による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則をいう。
- 十一 新外廃棄規則 この規則による改正後の核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則をいう。
- 十二 旧外運搬規則 この規則による改正前の核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則をいう。
- 十三 新外運搬規則 この規則による改正後の核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則をいう。
- 十四 旧二種埋設規則 この規則による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則をいう。
- 十五 新二種埋設規則 この規則による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則をいう。
- 十六 旧廃棄物管理規則 この規則による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則をいう。
- 十七 新廃棄物管理規則 この規則による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則をいう。
- 十八 旧研開炉規則 この規則による改正前の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則をいう。
- 十九 新研開炉規則 この規則による改正後の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則をいう。
- 二十 新貯蔵規則 この規則による改正後の使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則をいう。
- 二十一 施行日 この規則の施行の日をいう。

別記様式（第79条関係）

電力の供給委員会 様
 名 義 (個人にあっては、その住所及び代表者の氏名)
 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の新設建設に関する施設等土壌汚染の調査による調査結果の報告書に添付すべきこととなる汚染の事実を記録した「電力的記録簿」を以下のとおり提出いたします。
 本票に添付されている電力的記録簿に記載された事項は、事実と無異であります。
 1. 電力的記録簿に記録された事項
 2. 電力的記録簿に添付された事項
 備考1 関係の大きさは、日本標準規格A4とすること。
 2 「電力的記録簿」に記載された事項、が欄には、電力的記録簿に記載されている事項を記載することとし、以下は電力的記録簿に添付することとし、電力的記録簿と同一の記載順序を保持し、その順序ごとに記載されている事項を記載すること。
 3 「電力的記録簿」に添付されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合には、その書類を添付すること。
 4 該当事項のない欄は、省略すること。